

# 「よしの冊子」における寛政改革の考察

橋本佐保

キーワード

よしの冊子 風聞書 松平定信 寛政改革

はじめに

「よしの冊子」は松平定信（一七五九〜一八二九）の臣水野為長（一七五一〜一八二四）が寛政改革時代に作成した無題の風聞書である。<sup>①</sup>あくまで風聞書であるので、内容が事実か否かという点に留保の余地を残してはいる。<sup>②</sup>しかしながら、こうした風聞が定信の耳目に達し、施策実行の判断材料、或は事後の世上の反応を見るというかたちで、<sup>③</sup>改革政治と密接な関係を持つていたと考えられている。多くの著作、論文にその風聞が活用されてきた、その一方で、改革政治に密接に関係していたのかどうか

について具体的な論証が欠けていたことも否定出来ない。

高澤憲治氏は著書『松平定信政権と寛政改革』で定信政権の一連の流れとして発足当時から世間の批判に晒され始めていたことや、定信と本多忠鸞、松平信明との間に確執が生じはじめたこと、御三家と定信との関わりなど、「よしの冊子」に記載される噂を補足史料として引用している。<sup>④</sup>また、町泉寿郎氏は、医史学の見地から医家関連の風聞のみを徹底的に洗い出し、寛政期の官位研究や医学館の実態を明らかにしている。<sup>⑤</sup>町氏の仕事によって、「よしの冊子」の情報がかなり精密かつ正確であることが確かとなったのだが、そもそも町氏の研究目的は寛

## 「よしの冊子」における寛政改革の考察（橋本）

政期の医学の実態追求であり、「よしの冊子」の持つ情報の正確さを考察することにはなかつた。また医家関連の情報はほんの一部に過ぎず、この点のみでは全体的な史料の性格の把握に至つたと判断することは出来ない。一方、水谷三公氏は「よしの冊子」全体の風聞内容から、江戸の官僚組織の運営について内容を紹介した上で、「よしの冊子」自体の研究が敬遠されがちであつたことをまづ挙げ、更に内容があまりに膨大・広範であること、細かな誤りがあるという点で扱いづらい史料であることを指摘している。<sup>6)</sup>

このように、「よしの冊子」は豊富な情報量を有しているながらも、その扱いづらさから、いずれも傍証史料としての引用に留まり、全体を通じた史料分析・批判は成されてこなかつた。したがって、「よしの冊子」の史料性格を明らかにした上で、改革政治との関連性を明らかにすることが出来れば、今後の寛政期研究を更に進展させることが可能となるだろう。

以上のことから、本稿では「よしの冊子」の全体的な内容と傾向、そして「よしの冊子」の風聞と寛政改革諸政策との関連性の解明を試みていきたい。具体的には「よしの冊子」と寛政改革との関連性を再確認し、史料としての利用価値の高さを提示していくことを目的として設

定する。その為、まず「よしの冊子」の書誌情報を確認する。そして風聞にはどういった事柄が記されているのか、全体的な傾向を確認するため風聞を分類整理し、そこから導き出された結果で寛政改革との連動性を考察していきたい。更に情報収集に熱心であつた定信を取り巻く、広範な情報網とそれを活かした施政の実態を明らかにしていきたい。<sup>7)</sup>

### 一、「よしの冊子」の成立

「よしの冊子」は『隨筆百花苑』第八、九巻に翻刻されているが、この底本となつたものは現在国立国会図書館に所蔵されている。一般に「よしの冊子」とされるものは三種存在しており、水野為長による原本、これを抄出した田内親輔本（生存年月不明、一八四七年小姓致仕）、さらにこの抄本を写した駒井乗邨本（一七六六—一八四六）が挙げられる。これらについて、それぞれ経緯を述べておこう。

#### （一）水野為長による原本

水野為長は、歌人であり和学の古学者としても名高い幕臣先手与力の荻原貞辰（宗固）の二男として宝暦元年

に生まれ、田安家臣の水野氏を継いだ。二〇歳前後で主家の幼君賢丸（定信幼名、当時一二、三歳）に仕えた。定信が白河藩主松平定邦の養子になった後も付人として勤仕し、生涯定信の側近く仕えていた。為長は定信が最も信頼を置く「伝属の臣」であり、歌の師でもあった。「沈黙寡言なれど、寛容にしてよく人をいるゝものから、朋友多くして交わり広」く、「聞見の事」が多い人物であったという。幅広い交友関係から入手した情報も「よしの冊子」に多く反映されているのであろう。文政七年に没している。

為長が作成した原稿は現存が確認されていない。駒井乗郵が記した後書きには「右よしの冊子は、守国神公（定信）の御大任中、御府内勿論国々津々浦々までの風聞を、水野為長殿の御心得ニ、聞毎二筆記して奉られしものにて、既に源本ハ為長殿の筆跡也」とあるので、乗郵が写本を作成した天保七年時点では為長筆録の原稿はまだ残っていたと考えられる。

また原本の状態も不明である。定信に提出される時点で、紙片であったのか或いは冊子体にしたのか、どのような形態であったのかは分からない。しかし、原本から抄本を作成した田内親輔が二〇〇冊計であったと述べていることから、抄出する時点では既に冊子体にまとめら

れていたことが分かる。また親輔は抄出に当たって原本の冊番号と起筆年月日を摘録している。第一、二冊は書き落とされているが、冊番号三から一六九（二一〜二四は欠本）まで確実に記されている。これが為長の原本通りであるとすれば、原本は少なくとも一六九冊は存在したであろう。

## （二）田内親輔による抄本

先述のように、為長の原本を見て、江戸詰の松平久松家臣、定信付小姓の田内親輔が抄本を作成した。親輔は幼くして用人であった父にならって主君定信の小姓となり、後に側役となる。弘化四年致仕する。近侍する中で定信に和歌や書の教えを受けた。為長とは側近同士として、また歌の仲間として交流のあった人物である。生没年は不明である。

親輔は定信の遺箱の中から、既に冊子体になった為長筆の約二〇〇冊の雑記を発見した。これには定信自らの付記があり、虚説実説様々綴られているが、これだけ細かく情報を記したものを捨ててしまうのも勿体ないので箱に収めておくように書かれていた。しかし親輔が後世に定信の施政を伝える頼りとなるよう、藩友以外に見せないことを条件に、秘かに抄本を作成。そして「一段落ごと」に「よし」

「よしの冊子」における寛政改革の考察（橋本）

と記されていることに因んで、「よしの冊子」と名付けたという。

親輔の抄本は、乗郵が写本を作成した際に親輔抄本の冊数を書き残している。それによると冊数は全部で一九冊あったことが分かる。

### （三）駒井乗郵による写本

親輔の抄本から白河藩士駒井乗郵（号鶯宿）が写本を作成した。これが現在国会図書館に所蔵される叢書「鶯宿雜記」収録の「よしの冊子」で、『隨筆百花苑』第八・九巻に翻刻されたものである。

乗郵は明和三年に白河藩士田中忠右衛門の子として生まれ、同藩士の駒井氏に養われてその家を継ぐ。文政六年に主君が桑名に封を移されるに当たっては先発して庶務経理に努めたという。七九歳で大目付となり、その後出府した際には奉行職を務めた。後に高齢により職を辞し、弘化三年に没する。松平定邦時代から、六世六八年の間松平久松家に仕えた人物である。博覧で俳諧にも長じており、古来の書物や先輩の著書、松平久松家の事跡、藩士の逸話、一篇の文章、一首の和歌に至るまで目に触れるに従って手写し、これらは凡そ六〇〇巻の大叢書「鶯宿雜記」となった。

「よしの冊子」は「鶯宿雜記」の四五三草稿から四八九草稿にかけて、三回にわけて収録されており、全体では一九冊を数える。「よしの冊子」の最後の四八九草稿の末に「天保七申一月廿三日うつし畢ぬ」とある。四八二草稿以後は欄外から行間にかけて書入れが多く見られ、一行五〇字におよぶ細字で、びっしりと一丁の行間すべてを埋めているような極端な例もある。この書入れは親輔が一旦抄出を終ってから親輔自身か、もしくは別の誰かが後に追加記入したもので、乗郵はそれを忠実に写したのであると推測される。また乗郵による書入れも所々にあり、書出しに「乗郵按二」「乗郵云」と記している。

第一冊目と思われる箇所を書き出し部分には「天明七年）六月一九日ヨリ」とあり、寛政五年七月二三日の風聞で終了する。これは定信が老中就任から辞任までの月日と一致している。この事から「よしの冊子」の翻刻を行なった安藤菊二氏は、為長は主君榮達の報に接するや、即日情報収集活動を開始したとされている。しかしながらこれが抄本の写本であることを考えると、単に親輔が抄出したのが老中就任から辞任までの期間分なのであって、為長は定信の老中就任に伴って雜記作成を開始したわけではなく、日常的に入手した情報を記録していたと考えるのが妥当であろう。つまり「よしの冊子」は為長が収集した情報の一

部に過ぎず、本当はもつと多くの風聞が収録されていたことが推測出来るのである。<sup>⑤</sup>

「よしの冊子」は、こうして定信に側近く仕え、学者、歌人として共に学び合った人物らの手によつて伝えられてきた。また定信自身も閲覧し、手を加えている可能性から考えると、極めて一次史料に近いと言えよう。更に親輔・乗郵が校正や情報の付け足しをしているので寛政改革に関する情報がより凝縮している。風聞書という性格を前提に置いても、寛政改革に密着した利用価値の高い史料であるといえる。

## 二、「よしの冊子」の内容の整理と分析

### (一) 分類

風聞内容の全体的傾向を確認するため、風聞内容分類整理を行った。主題設定に当たっては竹内誠氏論述の寛政期の政策の柱を参考にした。<sup>⑥</sup>以下、分類項目についての解説である(「表一」、「よしの冊子」風聞分類表「参照」)。

### 「人物人事」

個々人の風聞や、人事政策関係の内容のものについてである。個人名や役職名が記されている風聞の中でも、特に武家、もしくは何らかの形で幕府職務に携わってい

るものを入れたので、学者や医者もここに含めている。これらの風聞が全体の中で最も数が多く、全体の五割以上を占めている。また、後述する人物に関係する内容を有している「西下」から「田沼」までの分と合わせると、人物関係の風聞は全体の七割以上となる。「よしの冊子」の人物風聞書とも言える特徴は、このデータからも明らかとなった。

### 「西下」

「西下」とは江戸城西の丸下の松平定信屋敷のことを指し、転じて定信の通称としても用いられている。定信邸内外での事柄、人物の風聞、または定信自身について書かれたもので、特に「西下」という単語が風聞中に用いられている際、ここに分類した。定信は「越中守」と呼ばれる場合が多いが、「西下」となると、定信自信を指しているのか、定信邸宅を指しているのか、やや曖昧な場合があるため、風聞中にどちらも出てくる場合は、「西下」を優先して「西下」枠に入れた。

### 「重要役職」

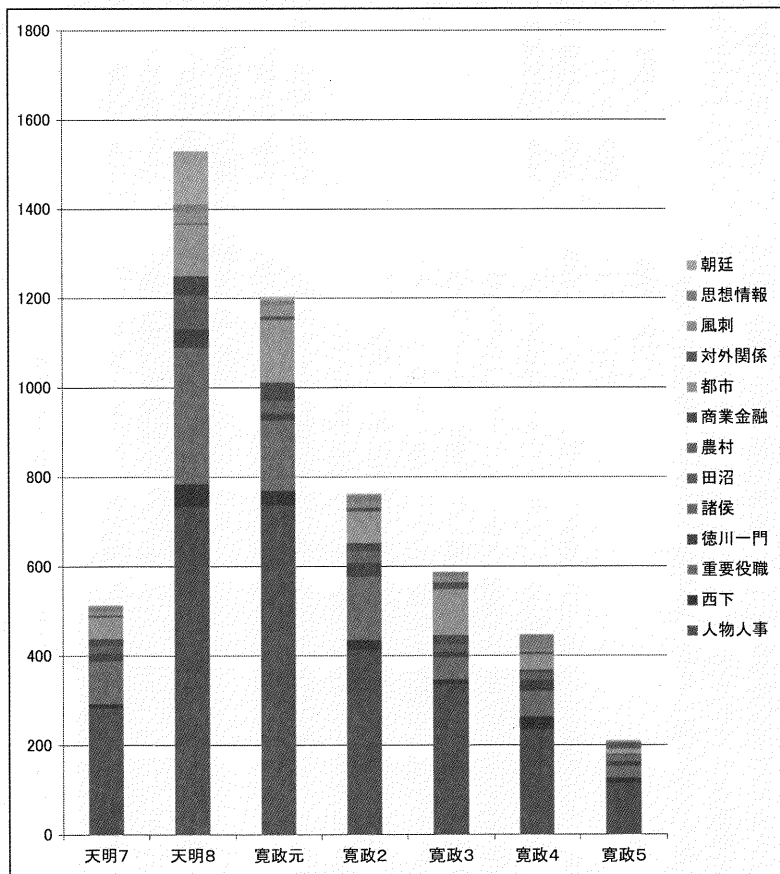
老中、若年寄、三奉行、留守居、目付の職にある人物、もしくはそれらの元在職者について記されている風聞を「人物人事」とは別枠で抽出した。人物を特定するに当たっては『江戸幕府役職武鑑編年集成』<sup>⑦</sup>を、月番や各掛にあ

表一、「よしの冊子」風聞分類表

番号	主題	天明7	天明8	寛政元	寛政2	寛政3	寛政4	寛政5	合計
1	人物人事	282	733	737	413	336	235	115	2851
2	西下	10	51	32	22	10	28	11	164
3	重要役職	96	306	158	142	50	58	27	837
4	徳川一門	17	42	15	31	12	23	10	150
5	諸侯	0	4	0	4	2	1	0	11
6	田沼	14	42	4	4	6	4	2	76
7	農村	3	28	24	17	9	14	12	107
8	商業金融	16	44	42	19	20	5	3	149
9	都市	49	115	139	71	104	34	11	523
10	対外関係	3	3	9	8	14	5	13	55
11	風刺	10	25	24	13	14	7	0	93
12	思想情報	12	18	11	15	10	33	3	102
13	朝廷	1	119	8	3	0	0	3	134
合計		513	1530	1203	762	587	447	210	5252

単位：件

「よしの冊子」における寛政改革の考察（橋本）



る者については東京国立博物館と宮内庁書陵部所蔵『御日記』を参考にしている。

#### 「徳川一門」

御三家、御三卿に関する風聞を入れている。御三家筆頭である尾張名古屋藩主徳川宗睦、水戸藩主徳川治保は一代將軍家斉実父の一橋治済と供に田沼政治を一掃するため、定信の老中就任を推進した人物である。なお、定信は御三卿田安宗武の子として江戸田安邸に生まれ、一〇代將軍徳川家治の命により白河藩主松平定邦の養子となっている。また寛政元年一二月二日に紀伊和歌山藩主となった徳川治宝のもとには定信の実妹で一〇代將軍家治の養女であった種姫が入興しているので、定信との関わり合いが最も深い。これらの内容は、寛政改革前半期では種姫入興について、後半期には尾水両家の政治向に関する風聞が中心になっている。

#### 「諸侯」

諸藩諸侯に関連する風聞である。

#### 「田沼」

前政権田沼家に関するものを入れている。内容は田沼意次本人、或は意次の重臣や一族に関する風聞、また意次の処分についての風聞となっている。

寛政改革の最初の大きな課題の一つとして、政権基盤

確立の為の速やかな田沼派一掃が挙げられる。主に天明年間後期、田沼意次を中心とした側近政治を行なう田沼派と、政事の主導権を徳川一門に取り戻そうとする譜代派らの間で深刻な政治闘争が繰り広げられ、政権を勝ち取った定信はじめ譜代派大名らは田沼派の追罰を行っている。その際の風聞が中心となっている。また後半期になると、定信の政治刷新への期待について述べられる際に、引き合いとして、かつて田沼政権を思い起こしている風聞が多くなる。

#### 「農村」

地方の気候や災害、農作物の収穫状況、人返し令に関連した風聞についてである。

#### 「商業金融」

物価の変動や張紙値段、蔵宿（札差）への役人たちの借金についての風聞が中心となっている。寛政改革では、天明八年四月二朱銀を停止し丁銀を鑄造、寛政二年九月には貨幣制度改訂令と次々に町触を発する。また、旗本御家人救済のため、寛政元年に棄捐令を發布している。

#### 「都市」

都市政策に関連した事項、或いは町方で起った事件や町人の風聞や、火事・大雨等の天災被害についてである。改革初期は江戸の風紀統制令に関わる町方の反応を記した風

聞が多い。寛政年間に入ると統制令によって次第に江戸中の賑わいが無くなってしまったと不満の声が上がるようになる。特に寛政三年は「盗妖問題」の話題が急増する。盗妖問題とは、武家屋敷への押込み強盗が発生するという盗賊騒動のことである。盗賊騒動は町家や武家屋敷を問わず日常茶飯事であったが、武家屋敷への押込みは極めて珍しい。しかも押入られた武士は盗賊を切り捨てるどころか狼藉のままにさせてしまったという。封建制にある幕藩体制を揺るがしかねない、また武士の權威を著しく下げる事件であった。この話題と関連して盗賊打捨御免の触れについても話題が多い。

「対外関係」

朝鮮、琉球、ロシアを中心とする諸外国、及び外国との長崎や対馬といった交渉窓口<sup>(2)</sup>に関する風聞を入れている。定信政権ではこれまで説明してきた内憂（国内的緊張）に加えて外患（対外的緊張）にも様々な課題があった。定信は初期から外国の侵略の警戒を呼びかけている。朝鮮外交に関しては朝鮮通信使の来日延期と易地聘礼を対馬に命じるなどの対応転換を行っている。寛政三年九月二日付で異国船漂着の知らせがあつてからは、自藩と幕府の双方において軍備の充実に努めていく。更に寛政五年一〇月一九日にラクスマン使節が根室に来航した情報が伝わり対外的緊張

張が一気に高揚すると、それに乗じて房総、伊豆への海防強化に着手している。「よしの冊子」には対外関係の風聞は多くは無いが、朝鮮外交、蝦夷地問題、異国船の漂着、朝鮮ロシア間の戦争の噂など、定信政権の対外政策を明らかにする上で重要な手がかりとなる内容のものとなっている。

「風刺」

落首・落咄・狂歌について。風刺・批判の意を込めた特定の戯れ歌や滑稽を詠んだ短歌、語呂合わせや洒落などで落ちをつける小話を入れている。定信自身の歌なども入れてあるが、内わけは主に幕政批判の狂歌、落咄が中心となっている。その時節毎の世評を端的に表現している。

「思想情報」

風俗情報統制に関連するものである。中でも書物については、多くが定信の著作『国本論』に関するものとなっている。『国本論』は、民は国の本となることを説いて下情をいたわれることを説いたもので、役人の中で度々話題に挙げられる。また異国船の漂着により注目されはじめた対外政策に関連して、林子平『海国兵談』に関する話題も上がっている。寛政改革では一般の情報、出版界の動向に厳しく取締を行って寛政二年に出版統制令を発したことは有名であるが、「よしの冊子」中にも山東京伝の洒落本処罰につ



いての風聞が記載されている。

「朝廷」

京都、朝廷に関しての風聞を入れた。尊号問題に関わるものも含まれている。

「よしの冊子」では、定信が天明八年に上京した際の風聞が一冊分(田内親輔抄出本の一九冊中)としてまとめられている。「よしの冊子」「天明八年五月九日より」の冒頭部分に「五月九日ヨリ 是より京都御道中にての風聞、但、此一冊計也。この一項は、田内月堂(親輔)の書入」とある。天明八年正月二九日夜、京都で大火が発生し、御所が焼失。御所の造営、修復は幕府の責任において行なつた。この時定信は自ら上京し、京都所司代の引継ぎ作業や費用等の朝廷側との交渉に当たっている。幕府の威光を強化するため、また朝廷崇敬の姿勢を示すために朝廷側の強い要求にに応じて、多額の費用を投じて古制に則つた造営をせざるを得なかつた。内容については道中での駕籠訴や定信の留守中の幕府の様子、地方農村での定信の評判などとなつており、京都での動向や公家衆とのやりとりなどはあまり見られない。

(二) 小括

では、「よしの冊子」の風聞は、一体どのような場面で

史苑(第七〇巻第二号)

活用されていたのだろうか。表一を見る限り、「人物人事」が全体のおよそ六割を占め、同じく人物に関係する内容を有している「西下」から「田沼」までの分と合わせると、人物関係の風聞は全体の七割以上となる。この結果から、特に人事政策面での利用がなされていた可能性が高いと言えよう。田内親輔によつて抄出された際に、原本に書かれている風聞全てを書き抜いたわけではなく、人物関連の風聞を選びぬいた可能性があるが、どちらにしても人物に関する情報が大量に含まれていることには違いない。

### 三、実際の人事異動と「よしの冊子」の風聞との連動性

「よしの冊子」の情報を参考にして、人事刷新を行うべく不正取締や人材抜擢を行つていたとすれば、実際の人事異動と「よしの冊子」の人物関係の風聞との連動性が見られるはずである。そこで、寛政改革期に政務の中心となる幕閣を構成する老中、若年寄、側衆、三奉行、勘定吟味役、目付の職を勤める人物一〇五名の「よしの冊子」関連風聞件数と役職異動の過程を追ってみよう。

定信をはじめ、本多忠籌や松平信明など老中については、高澤氏が定信政権崩壊の道程について論じる際に、多数「よ

「よしの冊子」における寛政改革の考察（橋本）

しの冊子」の風聞を引用し論を展開されているので、ここでは特に勘定奉行に焦点を当てていくことにする。<sup>25</sup> 何故なら全体の傾向を見ると、老中に加えて重要事項の決定諮問にも参加することのある勘定奉行・目付が大部分を占めていることが分かるからである。さて、定信政権期に勘定奉行を勤めた八名の勘定奉行の内、柳生久通、久世広民、根岸鎮衛・桑原盛員の四名は、「よしの冊子」全体の風聞件数の中でも上位にある。<sup>26</sup> このことから、彼ら四名を通して、本稿では人事政策と「よしの冊子」との関連性を考察していきたい（表二、寛政改革期の人事異動と「よしの冊子」登場件数）参照）。

なお、「よしの冊子」の本文は『随筆百花苑』第八・九巻から引用する。その際は「風聞内容」「田内抄出時の冊の表題／『随筆百花苑』八または九巻頁数」という形で記述していく。

（二）「よしの冊子」から見る勘定奉行の抜擢

柳生久道は宝暦九年から西丸書院番として幕府に仕えており、松平定信の「氣二入候物」の一人として重用された人物である。<sup>27</sup> その後小普請奉行、町奉行を経て、天明八年九月一〇日には勘定奉行上席に就任する。

表二を見ると、柳生久通は全体を通して風聞件数が多い

が、天明八年に最も多く確認される（表二、「三、柳生久通」参照）。この年の風聞の内容は、大体が柳生の才覚についての批評である。柳生の細かな性格のため、町奉行の職務が滞ってしまっていること、そしてその細かな性格が勘定奉行には向いていないのではないかという風聞が見受けられる。続いて件数が多い寛政二年は、二月に物価引下げ令、九月に南鐮二朱銀通用令が出されるなど、勘定所の御用が繁多になった時期である。また、柳生はこの年の一月二八日に金と時服を賜っている。天明八年に焼失した京都御所の再建の為に、寛政元年二月二日「御勘定奉行は一人のぼりて仮之皇居を営すべし」<sup>28</sup>との命を受けて京都造営掛を勤めることとなり、その任を無事に終えたのであった。

柳生の勘定奉行就任と京都御所造営に関して、「よしの冊子」に以下のような風聞がある。「柳生を御勘定奉行へ被仰付候は、京都御用懸り可被仰付為也。先年小普請奉行を勤候節、上野の御普請出精致し評判宜候二付、すべての御普請向は巧者二候間、御勘定奉行被仰付、京都の掛りを被仰付候事だろふと仕候よし。」「天明八年九月七日より／八巻一九四頁」

実際に柳生は、天明七年一〇月七日に一〇代將軍家治の逝去に伴う上野寛永寺の新廟宝塔構造修理を請負っている。<sup>29</sup> また、天明八年九月一〇日に勘定奉行に就任するやい

表二、寛政改革期の人事異動と「よしの冊子」登場件数(天明七年～寛政二年)

番号	名前	天明7年				天明8年				寛政元年				寛政2年			
		異動月日	前職	就任	件数	異動月日	前職	就任	件数	異動月日	前職	就任	件数	異動月日	前職	就任	件数
1	松平定信 西下	7月6日	老中	老中勝手方	37	3月4日	老中	将軍補佐	97	12月26日	老中	老中勝手方	47				39
2	本多忠勝	7月18日	若年寄	若年寄勝手方	5	5月15日	若年寄	勘定奉行勝手方	28				20	4月16日	御用人	老中各奥務兼	29
3	柳生久通	9月27日	小普請奉行	町奉行	13	9月10日	町奉行	勘定奉行勝手方	27				6				20
4	久世広民				8	4月4日	御用人	老中	24				14				7
5	松平信明				0	4月4日	御用人	老中	24				13				4
6	京極高久	7月6日		大番頭	0	6月18日	大番頭	若年寄	6				10				15
7	中川忠亮			京都所司代	4	9月28日	小普請組支配	目付	12				5				5
8	松平亮亮	12月15日	寺社奉行	京都所司代	3			勘定奉行公事	17	4月11日	京都所司代	老中	13				4
9	榎岸権衛	7月1日	佐渡奉行	勘定奉行	4	7月25日	勘定奉行	勘定奉行公事	13				13				2
10	酒井忠香		若年寄	病免、雁間詰	7				5				12				3
11	坂部広高	3月19日		勘定奉行勝手方	1	9月10日	書院番頭	目付	4				8				7
12	桑原盛員	11月13日	勘定奉行勝手方	勘定奉行公事	6	11月15日	勘定奉行	大目付	12				4				3
13	安藤惟徳				1				9				4				5
14	大屋明彦				2	11月15日	大目付	留守居	8				5				5
15	佐久間夜之				1				0				4	3月22日	勘定組頭	勘定吟味役	14
16	水野忠友	12月4日	老中	辞免	4	3月28日	老中	罷免、雁間詰	11				2				5
17	大林親用				0	5月10日	西丸裏門番頭	勘定吟味役	5				12				3
18	加納久周	6月26日	大番頭	側衆	7				11				1				2
19	飯塚茂長				4	5月10日	二丸留守居	佐渡奉行	10				6				1
20	大久保謙忠實				1				5				3	12月21日	大番	勘定吟味役	6
21	平賀貞愛				0	9月10日	後頭	目付	5				1				3
22	山崎正徳				2	2月29日	老中	病免	6				6				1
23	阿部正徳				2	5月10日	京都町奉行	持馬頭	4				3				1
24	久保田政邦				2	5月10日	佐渡奉行	勘定奉行	3				3				4
25	初鹿野信興	8月26日	目付	浦賀奉行	0	9月10日	浦賀奉行	町奉行	8				3				2
26	三浦正子				4	10月19日	西丸目付	奈良奉行	6				3				2
27	鳥居忠意				2				4				3				2
28	河野通秀	10月12日	西丸目付	目付	2				2	11月12日	目付	留守居	6				1
29	松平信達				0	6月26日	奏者番兼寺社奉行見習	寺社奉行	5				0				6
30	池田長寛	10月2日	目付	京都町奉行	1	4月3日	老中		2	9月7日	京都町奉行	町奉行	6				3
31	松平康福				0	3月22日	奏者番	罷免、寺懸間詰	8				1				0
32	青山幸完				0	3月22日	奏者番	若年寄	5				0				7
33	伊藤忠珍				1	9月28日	目付	普請奉行	6				0				0

「よしの冊子」における寛政改革の考察（橋本）

34	牧野貞長	12月4日	老中	老中勝手方	0																			
35	松本秀時	12月5日	小普請	通番	5																			
36	石谷清茂				1	10月19日	徒頭	西丸目付	2		9月7日	西丸目付	目付	2									病免	7
37	神保長光				0				6		9月7日	目付	京都町奉行	3									小普請奉行	4
38	菅沼定誓				0				6		11月26日	小十人頭	目付	3									小普請奉行	2
39	陶宮信好				0				2				清水寮司	6										3
40	森川俊尹				1				3				清水寮司	7										0
41	山付良旺				1				1		9月7日	町奉行		7										0
42	板倉勝政				0	6月26日	養音番番楽寺社 奉行免替	寺社奉行	4					3										3
43	末吉和隆				1				5				新番頭	4										0
44	多門成美	8月8日	小姓番士	目付	0				2				長崎奉行	2										0
45	水野忠通				0				3					2										3
46	佐藤佳和				0				0					1										1
47	柘植正彦				0	7月23日	勘定奉行	清水家老	7					1										1
48	土井利和				1	6月26日	寺社奉行	罷免	3					1										1
49	戸川謙和	11月12日	田安家司	大目付	0	6月26日	大目付	小姓組番頭	6					1										0
50	永井藤兼				1	6月18日	使番	目付	1				長崎奉行	7										1
51	森山孝慶				0				1					0										1
52	青山成存	11月12日	勘定奉行	田安家司	7				1					0										0
53	淺野忠通				2				0					1										0
54	朝比奈昌治				0				3					1										3
55	徳山十兵衛				2	10月31日	勘定	代官	3					1										1
56	高尾信通	7月26日	御前奉行	勘定吟味役	0				1					2										2
57	永田正道				0	8月19日	勘定組頭	清水用人	7					0										1
58	松平忠福				1	4月11日	若年寄	病免	2					0										5
59	佐野政親	10月6日	大坂町奉行	御免、密合	1				3					0										2
60	戸田忠寛	12月15日	京都所司代	罷免	2	3月6日	前京都所司代	止御前	3					0										2
61	堀田正敏				0				0					0										5
62	八木輔之				1				0					0										0
63	山田利海				1	10月19日	使番	御府町奉行	3					1										1
64	石野鶴造				0				0					0										0
65	井上正賢				0				0					0										2
66	佐藤玄五郎				1	10月31日	勘定	代官	0					0										1
67	成瀬正定				1				2					0										1
68	曲淵景衛				1	11月24日	小普請組支配 方	勘定奉行公事	4					1										0
69	牧野成知				0				2					2										2
70	井上利恭				0				1					2										0
71	新庄直内				1	9月28日	西丸目付	總奉行	4					0										0

72	戸田氏数			0				2	11月24日	奏者番	兼社奉行	1	4月16日	奏者番	備用人、11月16日老中	2
73	村上善礼			2				2				1				0
74	井伊直幸	9月11日	大老	4	3月22日		奏者番	4	0			0				0
75	井上正国			0				0				0				0
76	曾我守助	8月8日	大目付	0				1	0			0				0
77	松平忠郷		兼奉行	0				0				1				2
78	松村長尚	9月12日	勘定吟味役	0				1	1			0	3月22日	勘定吟味役	罷免	0
79	橋本正雄			0	6月26日	社奉行	罷免	3	0			0				0
80	井上利恭			0	9月10日	目付	京都町奉行	2	1			0				0
81	太田澄愛			0				1	4月11日	奉年寄	京都所司代	0				0
82	立花種周			0				1				1				0
83	西郷正国	9月10日	徒頭	0				3				0				0
84	堀田正順		目付	0				2				0				1
85	曲淵忠藏			0				1				1				0
86	水谷勝宣			0	11月15日	留守居	旗奉行	1	1			1				0
87	村居勘文			0				1				0				1
88	野山弥左衛門			0				1				0				1
89	松平豊通	10月12日	使番	0				0				0				0
90	高野正敏		大坂町奉行	2	8月22日	小十人頭	留守居	0	1			0				0
91	今村長次			0				1				0				0
92	小室原政久			0				0	1月15日	審院番頭	留守居	0				0
93	小田切直年			0				0				0				0
94	戸田忠勝			0	8月14日	甲府勤番	罷免	1				0				0
95	中野定俊			0	5月10日	勘定吟味役	二丸留守居	0				0				0
96	堀田正貴			0	10月19日	使番	西丸目付	1	0			0				1
97	牧野忠精	12月29日	奏者番	0				0				1				0
98	六角定全		兼社奉行	0				0				0				0
99	飯高胤美	8月8日	新番	0				0				0				0
100	池田政貞		目付与頭	0				0	9月7日	使番	西丸目付	0				0
101	堀田久藏	8月8日	大番	0				0				0				0
102	榑原長孝			0				0				0				0
103	長谷政良			0				0				0	9月1日	徒頭	目付	0
104	牧野政實			0				0				0				0
105	丸毛政良	9月29日	京都町奉行	0	3月6日	前京都町奉行	止御前	0				0				0

「よしの冊子」における寛政改革の考察(橋本)

表二、(寛政三年～寛政五年)

番号	名前	寛政3年			寛政4年			寛政5年			件数合計		
		異動月日	前職	就任	件数	異動月日	前職	就任	件数	異動月日		前職	就任
1	松平定信、西下				20	10月3日	老中		40	7月23日	老中	16	296
2	本多忠勝				8				14	8月1日	老中	6	110
3	柳生久通				7				3		老中勝手方	3	79
4	久世広民				2	3月10日	勘定奉行		7			2	48
5	松平信明				2	8月30日	老中		1	8月1日	老中	3	47
6	京極勘八				8				1		老中勝手方	3	41
7	中川忠榮				7	2月12日	目付		6			1	40
8	松平素亮				1				1			2	39
9	根尾重衡				1				5			1	37
10	酒井忠香				2				6			3	35
11	坂部広高				3	1月18日	目付		3			3	32
12	桑原進貞				0				1			1	29
13	安藤維徳	5月24日	作事奉行	大目付	4				1			0	28
14	大塚明葉				4				3			0	27
15	佐久間茂之				2				5			0	26
16	水野忠友				0				2	5月2日	勘定吟米役	0	24
17	大井親用				3				2	1月27日	側衆	1	24
18	加納八朗				0				1			1	22
19	飯塚英長				0				0			0	20
20	大久保謙臣、貞				4	3月1日	目付		4			1	18
21	平賀貞愛				4				0			0	17
22	阿部正輔				3				3			0	17
23	山崎正彌				2				0			0	16
24	久保田政邦				4	2月8日	勘定奉行		0			0	16
25	初鹿野信興				1				2			0	16
26	三浦正子	12月23日	奈良奉行	京都町奉行	0				1	2月29日	老中	0	15
27	尾居忠登				0				1			0	14
28	河野通季				2				1			0	14
29	松平信道				1				2			0	14
30	池田長徳				1				1			0	13
31	松平康福				1				2			0	13
32	青山幸完	9月10日	若年寄	清免	0				0			0	12
33	伊藤忠珍				1				3			0	12
34	牧野貞長				0				0			0	12
35	松本秀時				3				1			1	12







なや、早速一〇月には御所造営の築地入用の献納について、各大名に通達を出している。正式に京都の禁裏御造営懸りを仰せ付けられる寛政元年二月以前の、勘定奉行就任直後から、早くも禁裏造営に関する庶務を取り扱っていることが分かる。「柳生町奉行ハ町一二御勘定奉行でハ天下に拘ハリ大役なれ共、併是ハ御相談相手もあり、大役とハ午申、一朝一夕の取計ですむ事もない。其上めん密の人だから、成程御勘定奉行ハよかるふ。町奉行ハ事がちいさくても当意即妙の動がなくてハならぬ、そふいふ事ハ又御勘定奉行でもならぬ事だ。今度禁裏御普請御用を被仰付たハ、丁度自分も得手の事でよかるふ。殊ニ御勘定奉行綿密でなくてハいかぬ。是を柳生と御見立被成被仰付たハ、西下も奇妙に御目利が御上手だと申候よし。「天明八年九月一五日よりハ巻二一頁」とあり、柳生の実力や経験に則した人事異動を評している風聞も見受けられる。

久世広民は、宝暦七年正月一六日より火事場見廻として幕府に仕える。その後浦賀奉行や長崎奉行などを経て、天明四年三月一二日に勘定奉行に就任。田沼政権期から定信政権期を通してその任にある。表二を見ると、定信政権期ではほぼ一定して風聞が記されているが、特に天明八年に集中していることが分かる(表二、「四、久世広民」参照)。

寛政改革に行われた経済政策においては、米穀相場及び金銀銭三貨相場を調節し商業資本一般の自由な活動を統制支配することが大きな目標であった。天明八年はその具体的対策に着手し始めた時期である。寛政改革における主要な経済政策の実行に関しては、竹内誠氏が明らかにされているところである。幕府は一部特権商人である勘定所御用達と結託し、彼らから経済的専門知識と莫大な資金を調達していたが、天明八年の物価引下げ対策も勘定所御用達の資金投入によって成されたことである。同年一〇月二日、勘定奉行久世より勘定所御用達に対して兼ねてから検討していた物価低減策の為、御用金の提出を達した。九日にこの件に関する書付が出されている。この時の御用金を仰せ付けられた勘定所御用達七名とその金額はそれぞれ、三谷三九郎六万両・仙波太郎兵衛八万両・鹿島清兵衛五万両・堤弥三郎(豊田庄兵衛)五万両・松沢孫八五万両・中井新右衛門四万両・田村十右衛門九〇〇〇両であった。この件に関して、「よしの冊子」にも記述が見られる。「九千両、としまや十右衛門四万両、はりまや新右衛門五万両、大坂屋孫八五万両、かしま清兵衛六万両、三谷三九郎五万両、豊田庄兵衛八万両、千葉太郎兵衛縮卅九万九千両、右之通御用金去七日被仰付候由。尤御勘定奉行久世丹後守申渡候と申さた。「天明八年一〇月八日よりハ巻二一七頁」(読

「よしの冊子」における寛政改革の考察（橋本）

点はママ」仙波は「千葉」となっており、微小の間違ひがあるものの、その他の商人の名前と金額、久世が申し渡した事については合致している。また冊「天明八年一〇月八日より」にこの記述があるということは、「よしの冊子」の風聞は後日談では無く、事が起こるに付けて、或いは耳に触れるに付けて即座に筆を起こした速報であると言え

る。その他の同時期の久世に関する風聞は、仕事の能力を賞賛するものが主体である。具体的にどのような職務に関わっていたかまで踏み込んではいないが、この時期に久世の有能ぶりが沢山噂されているところを見ると、久世が評定所中で盛んに立ち回っていた様子が想像されるのである。

根岸鎮衛は宝暦八年一月一八日に勘定となり、勘定組頭などを経て天明四年三月一二日に佐渡奉行、天明七年七月一日に勘定奉行勝手方となる。その際「よしの冊子」では「根岸世上の評判とかく不宜」天明七年一月四日／八巻六一頁」とある。この他にも同時期に記されている風聞上での根岸の評判は悪い。根岸はこの後、天明八年七月二五日に勝手方を御免になり、公事方に転任する。この時根岸は「結構成仕合難有事ニ御座候処、自分にてハ人之誹ニあひ、白川侯の思召を背き候様ニ存居候由。…公事方ニ

相成候てハしくじらぬ様に控めにせねばならぬ」天明八年八月一日／八巻一七一頁」と胸中を述べたという。

ところが根岸が公事方に転任した後「よしの冊子」での評判は一変する。「根岸も公事ハ巧者じや、其所を得たる人だと申候さた御座候よし。」「天明八年八月一日／八巻一七五頁」至極埒明キ宜キと、公事人共評判仕候よし。」「天明八年一月二八日より／八巻二三八頁」と評価が上がるのである。そして同年八月三日、桑原盛員が繁務により道中方を免ぜられたことで、根岸が公事方兼道中方となる。「よしの冊子」における根岸に関する風聞数が最も多くなるのは天明八年・寛政元年であり、ちょうど根岸が勝手方から公事方、そして道中方を兼任する頃と合致している（表二、「九、根岸鎮衛」参照）。

根岸はこの後、町奉行と小大名クラスにまで上り詰め、家録一五〇俵から一〇〇〇石にまで昇進する。根岸は「よしの冊子」に限らず、あらゆる巷説が残されている人物であるが、この目覚しい出世ぶりが世間で種々の風評を呼んだ理由の一つと言えよう。根岸が桑原に代わり、道中方を担うことになった件については「桑原道中掛中止申候二付、おれハ年々跡へ這と嘆息仕候由。根岸ハ道中掛り被仰付候ハアマリ結構過る位だと評判仕候よし。」「天明八年八月一日より／八巻一七一頁」とある。

桑原盛員は寛保元年一〇月二八日に西丸書院番として勤仕、その後長崎奉行・作事奉行などを経て天明五年七月八日に勘定奉行となる。桑原は勘定奉行道中方を御免になった際、「年々跡へ這と嘆息」したというが、この後天明八年一月一五日に旗本の栄職である大目付へ転役となっている。桑原に関する風聞は、この天明八年時が最多である(表二、「二一、桑原盛員」参照)。桑原の大目付就任については「よしの冊子」では同年七月の時点で既に「大目付ハもし出来ハ桑原、松平、織部(作事奉行松平乗尹か)、柳生(柳生久通) 杯でも有そふか杯とさた仕候よし。」「天明八年七月七日より／八卷一六七頁」と噂されている。寛政元年四月に道中筋取締方について役人中に通達するよう、桑原・根岸へ達しがあった。ここで桑原は「御勘定奉行」とされているが、この時点では既に大目付になっているはずである。大目付の職掌は多岐に亘っており、分限方や道中方などに分かれていた。大目付への起用は勘定奉行からが最も多いが、これは勘定奉行が道中方を担当したためである。道中方兼帯の勘定奉行根岸と共に、元々勘定奉行道中方であった桑原の名が挙がることから、この時桑原は大目付道中方として、根岸とともに職務を行っていたことが分かる。根岸の公事方兼道中方の就任や桑原の大目付道中方への転役は、「よしの冊子」に記載されるような

史苑(第七〇巻第二号)

風聞から得られる周囲の反応と当人の職務実績を踏まえた上で差配されたものであったのだろう。

幕府財政を総監する勘定奉行は施政者にとって掌握しなければならぬ重要な役職である。白河藩主であった定信が、老中首座となり幕政を運営する上で、政策決定の中核である勘定奉行の刷新と人材配備は大きな課題であった。人事異動や政策実行の前後に集中する風聞の内容を見ていくと、事前はこれで適切かどうかの吟味、事後はこれで良かったのかどうかという評価となっており、内容の性質が異なっていることが分かる。これらの風聞は大まかな状況判断材料として収集されたに留まらず、寛政改革における人事政策の、個人の性格や経験という表面だけでは見えてこない微細な判断材料として実際に活用されたと考えられる。また「よしの冊子」は細部に正規の記録と異なる点が見受けられることがあるが、それは情報が入手されるに付けて確認する間もなく即座に書き出されたためであると考えられる。異動の事前に情報が集められ、事後も即座に世上の評価に反応して情報を記している点で「よしの冊子」が政治に果たす役割は大変大きなものである。「よしの冊子」によって時の為政者が、何を持って人事異動、或いは諸政策の実行に至ったのか、またそのそれがもたらした効果は如何なるものであったのか

「よしの冊子」における寛政改革の考察（橋本）

如実に浮かび上がってくるのである。

(二)「よしの冊子」から見る代官機構の整備―不正代官の処罰と人材登用

風聞と人事政策との関連性をより細かく考察するため、「表三」、「天明七年六月一九日より」記載人物の役職異動過程「表四」、「天明七年六月一九日より」記載人物の評価とその後の経歴」を作成した。これらは原本である水野為長本第一冊目と考えられる「天明七年六月一九日より／八巻二三頁」の部分に登場する人物の、役職異動過程と評価をまとめたものである。

全体的に「よしの冊子」の風聞は一つ書きにつらつらと風聞が記されているのが普通なのだが、ここは若干文章の体裁が異なっている。まず冒頭に、「是迄が月堂が抄録也。以下為長殿日記之俚也。」という文章が入る。そして「一、六月一九日ヨリ」という冊表題、人名とその人物の簡単な評価が記される。その後四七項、六九名分（重複する者も含めた数）の人名と人物評が箇条書きで書かれている形となっている。先述のように「よしの冊子」が施政上の参考資料として収集された情報を記したものであるとするならば、これらのまとまった人物評は人事政策上何らかの形で反映された、もしくは顕賞の材質となった可能性が期待出

来る。彼らが人事政策の動きの中でどのように評価されたのか、またそれが役職に反映されたのか、天明七年前後の彼らの役職異動過程を追い「よしの冊子」の評価との関係性を明らかにしていきたい。

さて、表三、四にある人物を見ていくと、これらの多くが、其の後二〜三年内に異動、もしくは数年後に何らかの形で処罰を受けていることが分かる。

特に注目されるのは、代官である人物が名前を連ねていることである。これらの人物は、いずれも後に不正代官として大量処分されている。この時期、依然として政権内に残存していた田沼派の幕府主要人物が処分され、それと同時に幕臣団の再編が着々と進められていた。宝暦から天明期にかけて顕著となった賄賂横行に見られる役人の不正、武士の驕遊といった土風の退廃などの現象は幕臣団の分裂を示すものであり、改革政事を行うためにはその解消が緊要の課題であった。定信は就任の二日後「その職々の御人を精選あらるべき事、賄賂遏絶の事など書付て」老中らに示している。そして、大量に不正役人に対する処罰を断行していくこととなる。九月には勘定方三〇人、普請方二〇人を罷免したといわれる。これらの処分が済むと無役や下層の武士、部屋住の者等に<sup>⑧</sup>対する人材発掘も眼下に置かれるようになる。特に前節

表三、「天明七年六月一日より」記載人物の役職異動過程

番号	名前	天明六年以前		天明七年		天明八年		天明八年以降	
		就任年月日	役職	就任年月日	役職	就任年月日	役職	就任年月日	役職
1	石野広通	天明六年十二月十五日	普請奉行	—	—	—	—	寛政四年五月十一日	西丸留守居
2	長谷川勝富	安永五年十月十五日	小普請組支配	天明七年八月二六日	小姓組番頭	—	—	—	—
3	松平信隆	天明七年三月十二日	百人組頭	天明七年八月二六日	小姓組番頭	—	—	—	—
4	松平榮泰	安永十一年十八日	中奥小姓	—	—	天明八年九月二八日	小普請支配	寛政二年十二月二日	退職
5	秋元茂朝	天明七年九月十九日	新番	天明七年十月二日	小姓組番頭	—	—	寛政元年二月十五日	書院番頭
6	中坊広看	天明三年三月二四日	小普請支配	天明七年八月二六日	小姓組番頭	天明八年六月二六日	書院番頭	—	—
7	井上正榮	天明五年七月二四日	小普請支配	—	—	天明八年六月一日	小姓組番頭	寛政三年	—
8	仙石久基	明和八年十二月十五日	新番頭	天明七年八月二六日	小姓組番頭	—	—	—	—
9	久保田政邦	天明六年十二月二八日	佐渡奉行	—	—	天明八年五月十日	勘定奉行	寛政四年閏四月八日	西丸留守居
10	飯塚英長	天明六年閏十月九日	二丸留守居	—	—	天明八年五月十日	佐渡奉行	—	—
11	船越景範	天明六年十二月二日	中奥小姓	—	—	—	—	寛政十年十二月二三日	小普請組支配
12	阿部正朗	安永五年十一月十八日	中奥小姓	—	—	天明八年十二月二三日	小普請組支配	—	—
13	溝口直旧	安永八年四月十八日	中奥小姓	—	—	—	—	寛政八年九月二日	小普請組支配
14	石川(特定出来ず)	—	—	—	—	—	—	—	—
15	根岸鏡衛	天明四年三月十二日	佐渡奉行	天明七年七月一日	勘定奉行	—	—	寛政十年十一月十一日	町奉行
16	中川忠英	安永六年十二月十八日	小普請組頭	—	—	天明八年九月二八日	目付	—	—
17	大久保忠喜	明和六年十一月二六日	大番	—	—	—	—	寛政六年四月十九日	大番組頭
18	篠山光官	天明六年十月二二日	本丸先弓頭	天明七年十月十二日	新番頭	—	—	—	—
19	土井利意	天明元年四月二六日	西丸新番組頭	—	—	—	—	—	—
20	山中繼俊	天明六年十一月	本丸先弓頭	—	—	—	—	—	—
21	清水義永	天明五年四月二四日	先手鉄砲頭	—	—	—	—	—	—
22	長田繁雄	安永三年十二月八日	先弓頭	—	—	—	—	寛政元年閏六月十九日	鍵奉行
23	柴田康哉	天明三年七月二四日	小八人頭	天明七年十月二五日	總府定番	—	—	—	—
24	永井元平	明和元年五月十九日	書院番	天明七年九月二十日	徒頭	—	—	—	—
25	瀧名貞刻	天明六年閏十月二十日	徒頭	—	—	—	—	—	—
26	五十幡忠盈	天明三年十一月二八日	納戸頭	—	—	—	—	寛政三年七月二九日	留守居
27	夏目成高	安永七年三月十九日	納戸頭	—	—	—	—	—	—
28	小栗信寿	天明五年五月二四日	西丸納戸頭	—	—	—	—	寛政二年八月二十日	西丸裏門番頭

「た」の冊子」に於ける寛政改革の考察（稿本）

29	室賀正明	天明五年五月二四日	西丸新戸頭、 小姓組	天明七年七月二六日	佐渡奉行	—	—	—	—	—	—
30	松田尚房	安永四年二月二九日	小普請組頭	—	—	—	—	—	—	—	—
31	龍勢彌康	天明二年四月二七日	小普請組頭	—	—	—	—	—	—	—	—
32	森川七郎右衛門	天明元年七月九日	小普請組支配 組頭	—	—	—	—	—	—	—	—
33	小川保副	明和三年七月十二日	小普請	—	—	—	—	—	—	—	—
34	中川忠英(前迹)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
35	大屋正己	—	越後郡代	—	—	—	—	—	—	—	—
36	遠藤良致	宝暦七年二月十二日	代官	—	—	—	—	—	—	—	—
37	布施市蔵(布施市 郎次正頼か)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
38	羽倉秘致	天明四年五月十三日	代官	—	—	—	—	—	—	—	—
39	水谷充央	安永六年十二月二三日	代官	—	—	—	—	—	—	—	—
40	平岡良休	天明元年閏五月十二日	代官見習	—	—	—	—	—	—	—	—
41	武島左膳 (特定出来判)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
42	中井九敬	—	甲斐代官	—	—	—	—	—	—	—	—
43	江川英征	宝暦八年十一月四日	代官	—	—	—	—	—	—	—	—
44	前沢光寛	寛延二年六月二三日	代官	—	—	—	—	—	—	—	—
45	関川庄藤	天明八年八月十八日	勘定	—	—	—	—	—	—	—	—
46	府弥市郎(布施市 郎次正頼か)	寛政二年七月二十日	駿府勤番	—	—	—	—	—	—	—	—
47	飯塚政長	天明四年八月二三日	代官	—	—	—	—	—	—	—	—
48	野田政茂	安永九年四月二九日	代官	—	—	—	—	—	—	—	—
49	早川正紀	天明元年六月十四日	代官	天明七年七月	勘定	—	—	—	—	—	—
50	大原正純	天明二年十一月二日	飛騨郡代	—	—	—	—	—	—	—	—
51	稲垣豊煥	天明二年八月二六日	代官	—	—	—	—	—	—	—	—
52	千種敏十郎	天明六年八月四日	美濃郡代	—	—	—	—	—	—	—	—
53	真野勝元	天明元年七月五日	代官	—	—	—	—	—	—	—	—
54	青木紀明	明和四年七月九日	代官	天明七年十二月二四日	勘定奉行支配	—	—	—	—	—	—
55	篠巻昌	天明四年八月十三日	代官	—	—	—	—	—	—	—	—
56	川崎平右衛門	—	代官	—	—	—	—	—	—	—	—
57	宮村高豊	元文五年九月二七日	下総代官	—	—	—	—	—	—	—	—

58	佐久間茂之	安永八年九月七日	勘定	—	—	天明八年十二月三日	勘定組頭	寛政二年三月二日	勘定吟味役
59	久保田 (久保田政邦カ)	—	—	—	—	—	—	—	—
60	郷察政長 (前述)	—	—	—	—	—	—	—	—
61	石河貞義	宝暦十四年四月二八日	火消役	—	—	明和八年七月五日	退職	—	—
62	桑原盛員	天明五年七月八日	勘定奉行	—	—	天明八年十一月十五日	大目付	—	—
63	相岸鐵衛 (前述)	—	—	—	—	—	—	—	—
64	伊奈忠尊	天明五年七月二四日	勘定吟味役上 座	—	—	—	—	—	—
65	佐藤 (特定出来ず)	—	—	—	—	—	—	—	—
66	新庄 (特定出来ず)	—	—	—	—	—	—	—	—
67	山川 (特定出来ず)	—	—	—	—	—	—	—	—
68	長坂 (特定出来ず)	—	—	—	—	—	—	—	—
69	関永一郎 (特定出来ず)	—	—	—	—	—	—	—	—

凡例

- ①本表は「天明七年六月一九日より」で評価された人物の、天明七年前後三～四年分の役職異動課程を記した。
- ②「よしの冊子」の本文に挙げられた順に従って、昇順で記した。
- ③代官・郡代は太線枠で囲った (番号 35～57)。
- ④名前から人物が特定出来なかった場合は、名前の後ろに(〇〇カ) (特定出来ず) と付記した。また複数回名前が挙がる人物には、2回目移行に(前述) と付記し、各年の異動については省略した。

「ム」の串子」はななほ風流宮陣の紫線（櫻木）

表四、「天明七年六月一日より」記載人物の評価とその後の経歴

番号	名前	「よしの冊子」での評価	備考
1	石野広通	篤美潔白	—
2	長谷川勝雷	オハナシケツパンク。但江古田三郎兵衛死没の節十二カ月隠ス御本 ウヒヲトル。利十郎ハケシキナナレドモ家来ハ如何折ヘ金ヲ入ル。 改メルオナシ。遺物ヨミ寺ヲテル。清助云先ツヨキ人か。 武芸リクつよきな御人	—
3	松平信隆	武芸リクつよきな御人	寛政元年十月二十六日卒
4	松平乗森	武へ免許。詩文書物もよめ候。大ノソライ学並ニ軍学	寛政四年四月二三日卒
5	秋元茂朝	武へ理屈。火槍をつとめ、リケツを言引込、岡田清助コソイ。	—
6	中坊広香	(頭注) 小オサ原ワカサ (小笠原信喜) 婿/武人、親ニ不及	—
7	井上正乗	(頭注) 四千石ノ普請支配ノオアリ。一ト通ノケツパンクニ見ユ/組 下体配ニ出拜領物致し候節、右ノ謝礼杯へ受候様子ニ聞ユ。中川(中 川忠英) ハ不受。	寛政五年四月十四日卒
8	仙石久峯	廿年近く新番頭相勤候内、組下より一人も御役出無之候。尤極貧 ニ聞へ申し候。外ハ知不申。	—
9	久保田政邦	君子ハ久保田 (久保田政邦)。飯塚ハ五分も不及	—
10	飯塚英長	君子ハ久保田 (久保田政邦)。飯塚ハ五分も不及	寛政六年三月十日佐渡於卒
11	船越景範	—	天明四年四月二九日家督相続
12	阿部正朗	—	寛政三年七月七日務を辞す
13	溝口直旧	—	—
14	石川？ (特定出来ず)	芸者をこのミ放蕩ノ徒	—
15	根岸鎮衛	我意 家来給全 久保田一番と聞へ候。纏て根岸 (根岸鎮衛)。 中川看をとらぬ事。上向より手を返して送る事頼む事不受。	—
16	中川忠英	御小姓組千五百石。トクジツ。オナシ。	—
17	大久保忠喜	(頭注) 新番頭/武人イジハリ、昌隆の首ヲモラヒニキタ	—
18	藤山光富	(頭注) 御先手五百石/武芸天文トクジツトミユ	安永八年家基逝去により職をゆるさる/寛政二年二月二日卒
19	土井利意	(頭注) 千五百石/ヤウラ、トクジツ、梅ズギ、梅がゆうらい、さ さんニ聞給へ	安永八年二月二四日家基逝去により本丸打込/寛政七年三月九日辞 任
20	山中鐘俊	(頭注) 御先手/老人で坊蒙ニミユ	寛政七年十一月晦日卒
21	清水義永	御先手が御使番か	安永五年十月十日より盗賊追捕
22	長田繁越	—	—



23	柴田康哉	(頭注) 二千石ノ老巧篤実	—
24	永井元平	(頭注) 新地改役ノ律儀、親父十八年勤ル	天明八年五月晦日卒
25	瀨名貞利	御徒頭、謙慮篤実	—
26	五十幡忠盛	(頭注) 御納戸頭ノ勤向巧者ノサテ	—
27	夏目成高	(頭注) 同役(納戸頭)ノ賄路入ウタガハシ	寛政元年七月十三日職を辞し番合、六年四月二四日致仕
28	小栗信寿	ウドノ大木	天明五年五月二四日若君様御付新樹両人(室賀正明)被仰付、同年本丸打込ノ寛政二年鈴木清兵衛に代わり西丸裏門番頭ノ寛政六年本丸打込
29	室賀正明	只今迄ハ賄路好ノ人、尤極貴ノ人	天明五年五月二四日若君様御付新樹両人(小栗信寿)被仰付、同年本丸打込
30	松田尚房	(頭注) 大ウイロトリ	天明八年八月二九日福島助市某、金田惣兵衛正字、谷金五郎次等と俵に博奕し、しかのみならず遊女を買上る等の事推問せたるのうちに死すといへども、其命空きに於ては遠流に処せらるべき旨仰せ下さる。
31	能勢頼廉	ヨホドノトリテ	—
32	森川七郎右衛門	不入物	寛政元年七月四日思召有之御役御免
33	小川保嗣	八十才余、ケツバク、巧者篤実百俵	寛政二年八月二九日老を告て務を辞す、三年四月二六日致仕、八月十三日卒
34	中川忠英	ケツバク受合、中才中篤実、小学小利ケツ、小芸者	—
35	大屋正己	権門にて布衣智姦	寛政元年七月十二日私曲支配、二丸貸付金不正により小普請入、謹慎ノ寛政五年七月二五日卒
36	遠藤良致	元メ	天明八年十月三日卒
37	布施市蔵(布施市郎次正輝カ)	篤実者 岡田清助咄	—
38	羽倉秘致	やかまし御奉公を出籍いたす。殊により百姓ヲハ押付タマス気味もアリ。尤上へ私ナシ。正シキ人ト網サレズ候。此兩人御勘定方首尾ヨシ。	—
39	水谷充央	(頭注) 清助ハナシノ奥州代官。ケツバクノヨシ。組ヨコシ。徳林ノ巧者	—
40	平岡長休	律儀。勤向大体巧者。元メ黒川惣八ヲカカユ	寛政五年七月六日老を告て職を辞す、寛政七年二月十五日卒
41	武島左膳(特定出来テ)	大姪乱手代アキレテ暇ヲ取。少々学文アレドモ役ニタタズ	—
42	中井九敬	大セハワヤキ私ハナシ。百姓ヲシヘタラズ、手代ヲ忌テ却テワロシ。自分侍ヲ取立元メニシ、クワヘテ其モノニアザムカレレ	寛政三年八月十三日勤務不正不良手代召抱により蔵米収公、子息降格の上小普請入
43	江川英征	—	寛政四年閏二月二三日卒

「4」の冊子」における寛政改革の考察（熊本）

44	前沢光寛	—	天明八年七月二日老を告て勝を辞す
45	関川庄藤	—	天明八年代官を会して中国、北国、関東、あるひは摂津、甲斐等の諸国におもむき、作毛を検し、または陸奥国半田の銀山等を監す。
46	府弥市郎（布施市郎次正輝カ）	—	—
47	飯塚政長	—	—
48	野田政晟	—	—
49	早川正紀	引負ナク、儉約律儀、大体ノ人物	寛政九年六月二九日視辨除の如置及び小児教育等の事、誠実に教諭せしにより、時服三領、黄金二枚を賜ふ。
50	大原正純	—	勘定奉行支配無役、寛政元年父紹正職にあるのあひだ負金計多ありて正純にいたりても其徳滞るのみならず、不相応に手代を減じ、そのれが職務をもかれらにのみうちまかせ、農民等より金子を借受、私曲の所為多かりしもしらざりしこそ其罪輕からずといへども、これを咎められて遠流に処せらる。
51	稲垣豊雄	—	—
52	千種鉄十郎	—	寛政元年六月二五日不埒之義有之二付遠島被仰付
53	真野勝元	—	寛政元年五月十一日さきに勝照（父親）職ありしとき租税のどこほりありしを、勝元これをしらざるむね申すといへども、さきに父が職に代りしときありしままに言上に及べき所其非を掩はむと年々の副井をもつて収納債ひしこと等閑のいたりなり。しかしたからあらはに言上せぬは其不義をあらはすにあたりとて、父がためにこれをつつしみこむ其情にをいて咎むべきにあらず。しかのみならず勝元職うけたまはりしものは負金もなくかつかららもこれを債ひしをみれば其職にをいて疎略して嗣なきにより、遺断の沙汰には及ばざることのみねおほせからざる。天明八年六月四日さきに貢銀をもつてしばしば私用につかひ、これを債はんがため村々より用金を出させ、あるひは租税を先納せしむといへども終に負銀数多に至る。よりて糺明せらるること、すべて配下のものにまかせをき、其益計を弁へざることのよしを申。しかれども在職すでに二十余年に及び、かかる始末に及ぶ事未熟の至りなりとて八丈島に遠流せらる。
54	青木紀明	引負	—
55	築豊昌	—	—
56	川崎平右衛門	引負ノ沙汰、此度編所替ウタガハシ。引負アレハ編所替ハ出来ヌモノ	—

57	宮村高豊	本多大学ネンゴノサタ、借金モ有サタ、河東ジシ上手、勤向ハ巧者、著ノ人、ウルキ人ニテハナジ、年ハ八十余才、	天明七年十月九日としごろ財政乏しくそのうへ手代等再三年賞金をかすめで返電し、または公金を預けをきし市人も退帳せしにより多くの賞金にをよびし申といへども手代等しはは私曲あらは速に公儀に達すべきを等閑にし、しかのみならずかの市人も今所在をしらざるうへは、申どころたちちがたしとて遠流に処せらる。
58	佐久間茂之	清助咄、ヨキ人物、上ヘワイロモ致サス。ナレトモ御用向ニカカル、 一体勤向巧者輩物ヲヨム	寛政八年十月二五日卒
59	久保田 (特定出来才)	地方向ノコトヘ久保田飯塚根岸モ不及ト云。佐渡ヲスヌスタ【本ノマツ】コト、兵助ハナジ。飯塚ハカキマハス故ニ支配下ニテヤカマシ。久保田ハ篤実ユヘニ目下ニダマサレリル。	—
60	飯塚政長 (前述)	地方向ノコトヘ久保田飯塚根岸モ不及ト云。佐渡ヲスヌスタ【本ノマツ】コト、兵助ハナジ。飯塚ハカキマハス故ニ支配下ニテヤカマシ。久保田ハ篤実ユヘニ目下ニダマサレリル。	—
61	石河貞義	芸者をこのミ放蕩ノ徒	—
62	桑原盛員	ケツバク、篤実、我意アル人。御代官御扶持方之事	天明七年十二月五日買米のことに盛員がはからひ等閑の事ありとて出仕をどとめられ、正月二五日これをゆるさる。六月四日御代官青木楠五郎紀明罰せらるるにより、盛員等も拜謁をばはばかり、二四日ゆるさる。
63	根岸鎮衛 (前述)	我意アル人、給金ヲヤロウト存ルトキ用人申出セバツカハナズ、家来ノ仕ヒ方アジシ。至テリシヨク著ケナジ、侍ヲ掌領ニスル、ケツバク、御為第一ヨシ。	—
64	伊奈忠尊	越中様 (松平定信) 石河ノコト岡田清助 シハシボク。	—
65	佐藤 (特定出来才)	—	—
66	新庄 (特定出来才)	—	—
67	山川 (特定出来才)	—	—
68	長坂 (特定出来才)	—	—
69	関永一郎 (特定出来才)	アタゴ下秋元 (秋元茂朝) ノ領分ノモノ出入扶持ヲトル。秋元ハケチ候ヤ如何。群不運徒、オモシロクケチキモノ共	—

凡例

- ①本表は「天明七年六月—九日ヨリ」で評価された人物の、評価内容を「評価」に、その他参考にするべき点を「備考」に記した。内容は『寛政譜』からの抜粋である。
- ②本文に従って、挙げられた順に従って、昇順で記した。
- ③代官・郡代は太線枠で囲った(番号 35～57)
- ④着色したセルは、岡田寒泉より得た情報である。

「よしの冊子」における寛政改革の考察（橋本）

で述べた勘定機構、そして本節で論じていく代官機構の整備は盛んに行われた。寛政改革期も代官等の地方官吏の横暴が目にする状況であった。收穫の頃に地方官吏がやってくる、「其の供すること少しおろそかなれば、或は賦税をまし、或は力役を与う、民これを恐るること虎狼の如し」であつたという。政事政策的な流れと、天災による飢饉、そしてこのような代官らの行為が合間つて、寛政改革では農村対策の一環として、代官支配の肅清も強く意識された。そこで本節では代官に注目して実態との関連性を検討する。「天明七年六月一九日より」における代官調査と人材の処分、登用の関係性を探っていくことで、「よしの冊子」が作成された当初の目的を考察していきたい。

天明七年三月勘定奉行に「御代官共吟味不行届」に付き、「私曲等無之様嚴重に可取計旨急度可被申渡」ように達せられている。天明七年八月四日に幕府財政政策、地方支配政策の実施に直接携わる勘定所役人を一斉に処罰、続いて一二月五日に田沼腹心の前勘定奉行赤井忠晶・松本秀持を処分。さらに代官や手代の不正を漸次摘発処分していく。天明八年から寛政四年までの間で処分された那代・代官は一名である。当時の代官所の数は五〇余りであつたから、このうち約五分の一が処罰されたこととなる。これは元禄期及び享保期に次ぐ大規模な機構整

備であつた。処分理由は「勤務不正」「手代不正放任」「貢租横領」等であり、処罰内容は「遠流」「小普請入、謹慎」等である。

これら一一名中「よしの冊子」「天明七年六月一九日より」に名前が挙がるのは八名である。以下、その一一名を、名前（表三、四中の番号、処分年月日）という形で記しておく。青木紀明（五四番、天明八年六月四日）、宮村高豊（五七番、同年一月九日）、真野勝元（五三番、寛政元年五月一日）、千種鉄十郎（五二番、同年六月二五日）、大屋正己（三五番、同年七月二二日）、大原正純（五〇番、同年一二月二八日）、中井九敬（四二番、寛政三年八月一三日）、伊奈忠尊（六四番、寛政四年三月九日）である。代官等の処罰が実行されるのは天明八年六月四日から寛政四年三月九日までとなっており、定信が老中を辞任する直前までの長期に亘るが、被処罰者のほとんどが「よしの冊子」に名前があるところから、これらの被処罰者の動向には政権発足当初から既に目を付けられており、逐一調査されていたものと考えられる。

天明八年四月に、代官らの「勘定不足金於有之者、急度御仕置可相伺」として、入用の用い方の不肅を諫める書付が出された。この書付ではこの件に関して、吟味があつた代官を二人挙げてゐる。一人は青木紀明、もう一人は宮村

高豊である。<sup>(4)</sup> ここには「大坂御代官青木楠五郎（紀明）義は御物成之内多分之負金有之、其外支配所村々へ用金申付、且宮村孫左衛門（高豊）義も野馬御代金御勘定仕上之義不束之趣相聞候に付、夫々申上、御吟味も被仰付候にて、畢竟右体之始末に相成候」とされている。そこで「よしの冊子」「天明七年六月一九日より」に名が挙がった、この兩名に着目して、「よしの冊子」と不正代官の処罰の関連性を考察してみよう。

青木は引負や不正を問われ、天明七年一二月二四日に代官免職となるが、「よしの冊子」ではそれ以前に、既に風聞が記録されている。まず「天明七年六月一九日より」に「引負」代官として名前が挙がる。そして免職直前の冊「天明七年一月四日より」に「御代官青木楠五郎元来不勝手之上、段々権門へ取入、金子四五万両を遣ひ候二付、身代ハ微塵ニ相成候へ共、とふとふ布衣ニ相成候由：「八巻五九頁」」との記述が見られる。免職になった後、冊「天明八年三月二六日より」では「青木楠五郎ハ式万兩程も借金可有之とのさたのよし。「八巻二一九頁」」と再び青木の引負についての風聞が記される。

触書等の史料には、前述の天明八年四月に出された書付で、吟味されている不正代官の一人として名前が挙がる。そして同年六月に勘定奉行宛に出された年貢上納の際に代

官の引負に注意をはかるよう達した書付において、「享保以来追々規矩も相立、諸入用等をも厚く御手当被下、皆済之期日も相極候以来は、おのづから多分之引負は難相成儀に候処、青木楠五郎儀、彼是不埒之手段を以て万両有余之負金に相成候」と、青木の引負が例として挙げられるものがある。そして最終的に同月四日にかかる始末に及ぶ事未熟であるとして遠流に処せられることになるのである。<sup>(5)</sup>

「天明七年六月一九日より」で早くも「引負」代官としての青木の風聞が記され、天明八年四月の時点で吟味の最中であつたことから考えると、「よしの冊子」の代官に関する情報は官紀肅正・吏僚奨励の処分対象として収集されていたものと考えられる。いづれにしても、これら不正代官の処罰は天明八年から本格的に断行されるので、天明七年或いはそれ以前から注視・調査されており、その情報が「よしの冊子」に反映されたのであろう。

宮村高豊は、天明八年四月の書付で「野馬御代金御勘定仕上之義不束之趣相聞候に付」吟味があつたとされているが、天明八年六月には稗時勧誘を申し渡されてお<sup>(6)</sup>り、代官としての職務は通常通りに行っていたと思われる。天明八年一〇月九日、多年勤務の内に貢金不正の事があつたとして遠流に処せられている。「よしの冊子」では、表三、四に使用した「天明七年六月一九日より」よ

「よしの冊子」における寛政改革の考察（橋本）

りも前の時期である、冊「天明七年六月一九日以前」の中に「御代官引負有之分ハむづかしかるべきと申沙汰也。宮村孫左衛門へ小金野場の御払代金一六年にて勘定被仰付宮村大困のよし。〔八巻二〇頁〕とある。このことから定信が老中となる天明七年六月より以前には既に処罰対象者として吟味が開始されていたものと考えられる。宮村が処罰された直後の冊「天明八年一〇月八日より」には、「宮村孫左衛門死刑ニも可被仰付処、思召在之候ニ付、遠島被仰付候よし。青木楠五郎よりハ罪が重いと見えた」と申候サタ「八巻二二頁」とある。また、冊「天明八年一〇月二四日より」には「宮村孫左衛門遠島ハ丁度よきと申した。自分にハ大かた御追放だろふから、下屋敷へ行て医者をややうと申候積のよし。〔八巻二二頁〕」とある。宮村の処分について、世論は妥当なものとして受け取っていたようである。

大量の不正代官の摘発、無能代官の更迭を行う一方で、定信は出身身分を問わずに儒者や手代等広汎から有能な人材を登用し、育成に努めていたことは知られている。また代官の育成に当たっては、新任代官が増えたことで古法に明るくない場合は委しく通達するように達し、その教育に努めている。「よしの冊子」「天明七年六月一九日より」には「清助」という人物が登場し、度々各代官の人物評を話

している様子が見られる（表四、番号二、五、三七、三九点線枠内参照）。これは岡田清助恕（号寒泉）のことである。寒泉は私塾で学問を教授していたが、定信に実力を見出され、寛政元年に田安家儒者、寛政六年に常陸代官となる。<sup>50</sup>寒泉を正式に召抱える以前の天明七年六月の時点で、既に意見を求めていることが分かる。寒泉の発言が「よしの冊子」に残ったのは、原本を作成した水野為長と田安家儒者との繋がりの中で親交があったためであろう。為長の情報収集源には、儒者の人脈が存在していたことが浮かび上がってくる。

寛政改革期の代官任用は職務内容と機構上、一般に抜擢が多いとされる勘定方を中心としつつも、他に小普請方、郡代所手代など、極めて微録な者も少なくない。その背景には定信の人材登用が「文武の芸術を出精いたし身持人柄至て宜敷所ニ相応器量得手等有之候はば幾人にても」<sup>51</sup>取り立てていきたいという方針があった。「天明七年六月一九日より」からだけでも不正代官の大量摘発と、家禄や身分に捕らわれない人材登用という、寛政改革期の人事政策の特色が浮かび上がってくる。また、前節で触れたように、代官統制は勘定所の管轄である。全体的に勘定所役人の風聞が多いことと、「よしの冊子」成立当初に不正代官の風聞が収集されているところから、「よしの冊子」は、少な

くとも当初の段階では、勘定所向を中心とした実務吏僚の人事刷新の資とすることに、その目的があつたと考えられる。このように「よしの冊子」と寛政改革における勘定所関係の諸政策との関連性は、定信の勘定所役人の人事動向の上から存在していると言える。これ以外の人物・事項についても、同様の手段手法を用いて検討を加えていけば、寛政改革の政策とその実態を多面的に明らかにすることが可能となる。また、改革の諸政策が、どのような時世の下、どのような過程を経て断行されたものであるかを知る手がかりとなる。

## 「よしの冊子」の風聞

まず、「よしの冊子」から窺えるのは、儒者の政治的意思決定への参与のという定信政権の人事体制である。「よしの冊子」は、定信側近で儒者である為長が編纂したこと、先述のように寒泉の情報提供が見られたことから、儒者との関わりが強い史料であると言える。木村芥舟が述べるように、儒者は「講筵に列するまでにして、毫も政務に預かりめず」、儒者を「政機」に参与させないことは、家康よりの「祖宗の遺訓」であると、儒者の幕政参与には否定的な立場を取る意見もある。しかし寛政以降においては「国家の大義

(対外政策)」があつた場合に、評定所一座で評議する時には林家も意見を問われていたし、定信が政策決定をする際に「御儒者へたづね」た事例が決して少なくないという。また、寒泉と並び寛政三博士の一人である儒者柴野栗山も「よしの冊子」中にもよく登場しているが、彼が示した献策「栗山上書」は、人材選挙問題をはじめとして数々の政策に影響を与えていることが明らかにされている。<sup>53)</sup>「栗山上書」や「よしの冊子」の検討を踏まえると、定信政権期の儒者の政治参与は決して否定することは出来ない。

定信政権において、儒者が政策決定過程に直接的に関与するのであれば、幕政の重要案件で個別に諮問を受けて意見具申とする場合と、例外的に老中の政策担当顧問となる時である。寒泉や栗山のように政策顧問の儒者として正式に迎えられ、定信の思想に大きな影響を及ぼした人物は後者であり、為長のように諜報担当として水面下で活動していたのが前者になる。林家による聖堂学問所制度の拡充や、旗本子弟の文武奨励、学問吟味による任官など、幕臣の教育に力を入れた定信は、相談役あるいは情報収集役などとして、有能な学者を政治的意思決定の最前線に置いて重用していたと考えられる。このことは、おそらく幕府儒者に限らず全国の藩政においても見られる傾向であろう。<sup>54)</sup>

「よしの冊子」における寛政改革の考察（橋本）

次に、「よしの冊子」風聞の性質について考えてみよう。「よしの冊子」は、何を目的として作成されたのか。賞罰厳明の為、政策決定過程における指標とする為など、一概に言うことは出来ない。いずれにせよ、「よしの冊子」の風聞記述過程には、人事や経済など、諸政策実行前の吟味に当たる内容の風聞が収集され、後にその政策評価に当たる風聞が収集されるという特徴を持っており、政策全体の検討過程が見えてくる。

「よしの冊子」の情報の価値は、その内容の正確性よりも、時々の情報を速報として伝達することにある。いわばこうした「速報性」によつて、定信は寛政改革の成果を把握することが可能となった。定信は行政機構を掌握する立場とは言え、江戸城の「奥」周辺で処務をこなすという物理的な面と、政策決定の機能的な面で、どうしても多方面からの情報は得にくく、政策の実効性を即座に知り得る立場には無い。したがって自らの情報網を駆使して、社会情勢を探る必要があった。こういった動きは定信に限らず、当時的大名や旗本が一般に行っていることである。為政者側として、特に意識的・組織的に情報収集活動を展開していたのが定信であったのである。

「よしの冊子」の諜報史料的性格から考えてみると、肥前藩主松浦静山著『甲子夜話』が、まさに同じような性格

を帯びていると言える。『甲子夜話』は、第一話が定信退任後、幕府を主導した老中松平信明が目付の報告を遅くまで待っていたという話から始まっている。また、蝦夷・琉球や諸外国の動揺に関する風聞も多く含まれている。ただ静山が何となく伝え聞いた話を回想するのではなく、意識的誰かによつて収集・報告された情報を後々編集したものと考えられる。「よしの冊子」や『甲子夜話』はこれまで文学の枠組みによつて「随筆」として大きく括られてしまっていたが、情報収集の歴史史料として新たな位置付けと評価を提示出来るのではないだろうか。そしてこれらの検討から、江戸期の為政者の政策実効性に対する認識が如何なるものであったのかが明らかにし得る。これらと同じく諜報記録史料的な性格を持つ同時期の史料の比較から、考えていかねばならない課題である。

また、「よしの冊子」にある情報が、誰によつてもたらされたのか、つまり情報源についても考察していくべきである。この点を明らかにすることで、定信の巨大な情報網とそれを活用した施政という側面をより確かに論じることが可能である。そして政策が誰に向けて、何を目的として行われたものであったのかという実態に迫る頼りともなる。「よしの冊子」中には御庭番によつてもたらされた風聞があることが既に指摘されている。こうし



た御庭番や、先述した寒泉による情報提供も注目されるべきことだが、「よしの冊子」の風聞は勿論それにとどまらない。何故なら寒泉の他にも、情報提供者として重要な人物がいた。普請役から勘定・勘定吟味役を勤めた佐久間茂之である（表二、「二五、佐久間茂之」参照）。普請役という役職柄、佐久間は地理的な現地調査を行う中で、

様々な情報も同時に入り、幕府上層部へ提出していた可能性もある佐久間が報告したという風聞内容は、長崎奉行が役料減となり勘定が回らない状態であり、このままでは九州周辺の大名にも馬鹿にされてしまうというもので、次いで「長崎の事ハ、佐久間がいさむ西下へ申上候などとさした仕候よし。又ハ柳生、大林（勘定吟味役大林与兵衛親用）などが申上たそふナ」寛政二年六月一七日より「九卷一六一頁」と、この情報が佐久間から定信へもたらされた可能性がある記述が存在している。事実、安永元年、佐久間は普請役時代に対馬交易に関して調査報告を行っている。（『通航一覽』第三卷「国書刊行会、一九一二」四六三。）その書状には「対州交易伝達、并探索御用御普請役佐久間甚八書上」とある。この事から佐久間は「探索御用普請役」という肩書でもって情報収集という隠密的職務を担い、それを報告していた。なお、この時伝えられた情報は、安永五年に幕府が対馬藩へ「永

続手当金」を決定する契機となるまで、対馬・幕府間の重要な転換点となった。このことから、普請役の職権を利用した謀報活動、そして彼らから得た情報を元とした政策決定の可能性を窺うことが出来る。

御庭番や寒泉、佐久間の事例から見られるように、「よしの冊子」は情報の出所が明らかな風聞も多数見受けられる点で極めて貴重な史料である。坊主や右筆などから得た情報もある。自身で多方面の情報を知り得る立場にない定信にとつて、「よしの冊子」は政策決定の指標であった。とすれば、「よしの冊子」の情報源が多岐にわたるのは当然のことであるが、武士身分に限らず、町人農民層という情報源の多様さは注目すべきである。「よしの冊子」には、身分階層を超えたあらゆる人間関係による情報網が構築されており、そして政策実効力の意識は武士身分以外にも確かに向けられていたことが認められる。このような側面から、定信の大変活発な情報収集活動とそれに基づいた寛政改革の実行という、情報を駆使した施政の全体像を明らかにすることが出来る。「よしの冊子」を、情報による定信施政の手掛かりとして、より明確にしていきたい。また、同時期の史料との比較から、江戸期の情報収集と活用が如何なるものであったのかという点の解明を、今後の課題として、更なる考察を進めていきたい。

「よしの冊子」における寛政改革の考察（橋本）

注

(1) 水野為長が、幕府行政に関する話や江戸市中で起こった事件、人物の噂など、あらゆる世上の事柄について、不特定多数の人物が発した話を、客観的に耳目に触れるままに「一、…の由。」「二、…のさた。」という形で短文を簡条書きに書き連ねていったものである。好評・悪評、実説・虚説と偏差無く語られている。（丸山泰「二百年前の声」）「森鏡三編『随筆百花苑』第八巻、付録第七号、中央公論社、一九八一」。

(2) 大石慎三郎氏が指摘したように、史料執筆者・編纂者の政治的意図や背景を顧みることなしに回顧録・噂話集・編纂物の類を安易に歴史的研究に用いることは出来ない。松平定信「宇下人言」・水野為永「よしの冊子」・松浦静山「甲子夜話」などはいずれも歴史史料として引用する際には、記述内容の偏向或いは史的信憑性を問う作業が避けられない。これは真壁仁氏も同じく注意を喚起するところである。（大石慎三郎「田沼意次の虚像と実像」『田沼意次の時代』「岩波書店、一九九一年」。真壁仁「徳川後期の学問と政治」「名古屋大学出版会、二〇〇七年」五四二頁）。

(3) 定信の耳目に達していると判断される所以については二点指摘したい。

第一に、定信の自叙伝「宇下人言」（松平定信著、岩波書店、一九三一年）に「よしの冊子」に関する記述が見られることである。「予が不徳にても此ころ（天明八年頃）人の賞誉するは聖賢のやうにいふめり。（原本頭注）此処へ為長などときき及びしをその比称誉せしことかくべし。」とある。ここに注釈が以下のように入っている。「今雑記一八冊を家蔵

す。之は水野為長が、定信の執政となるや各方面より聞き及んだ風説雑話の類を、一切書き記して定信が施政資料に上りしもの。この中に屢々称誉のことが見える。」現存する「よしの冊子」は抄本の写本であるが、これに「一、一九までの冊番号が残されている。このことから、定信が言う「雑記」とは、「よしの冊子」のことを示していると考えてはば差し支えない。定信が「よしの冊子」の存在を認識していたことは確かであると言えよう。

第二に挙げられる点は、「よしの冊子」中に、定信自身が目を通していたことを思わせる興味深い記述があるということである。「一、西下（西丸下の定信邸宅）にて御補佐被蒙仰後、御家中へ御示しの御書付出候由にて、うつし置候もの御ざ候。右之内前条之趣朝三暮四に忘却不致心懸候様にと御文言御ざ候由。朝三暮四はどつちでも同じ事といふ事成に、この御文言之通りでは、朝暮忘却致すなどいふ所へ御遣ひ被成た。是は越中様（定信）でもない聞こへぬ御文言だ、とさた仕候由。虚説成べし。偽作か。如此事てつきにあらざ。御補佐にて家中へ示し候事覚え無し。」寛政二年二月朔日より／九巻、二三四頁」。

このように定信の朝三暮四の使い方を非難した内容の風聞の後に、それを否定する内容が書き入れられたくだけりがある。現存する「よしの冊子」は先に触れたように抄本の写本であるため、筆跡などからは確認することは出来ないが、この言い回しから、定信が書き加えた文である可能性がある。また、若年寄京極高久が登城の際に刀を忘れたという風聞に付けられている註には、「是は虚説、よく此仁へは如此のさたにつくり候也」とある。その傍らに更に、写

本作成者駒井乗郎が書き入れたと考えられる添え書きがあり、「此書入は御筆と見へ候也」寛政二年二月朔日より前掲『随筆百花苑』九巻、二三七頁」とある。「よしの冊子」は抄出される時二百冊程の冊子になっていたが、この二つの風聞は、同じく寛政二年二月朔日始まりの冊に記されている。このことから、少なくともこの冊は、定信が実際に目を通していると思われる。

(4) 高澤憲司『松平定信政権と寛政改革』（清文堂出版、二〇〇八年）。

(5) 町泉寿郎「医学館の学問形成（二）寛政の改革期の官位たちの動向―『よしの冊子』の記事から―」『日本医史学雑誌』第四五号（日本医史学会、一九九九年）、「医学館の学問形成（三）幕末考証医学の位相」『日本医史学雑誌』第四六号（日本医史学会、二〇〇〇年）。

(6) 水谷三公『江戸の役人事情―「よしの冊子」の世界―』（筑摩書房、二〇〇〇年）。

(7) 深井雅海『江戸城御庭番』（中公新書、一九九二年）三頁。

(8) 松平定信「退閑雜記」（森銃三『続日本随筆集成』〔吉川弘文館、一九八〇年〕二二二頁）。

(9) 松平定信『字下人言・修行録』（岩波書店、一九三二年）二八頁。

(10) 田内親輔「よしの冊子」はしがき（前掲『随筆百花苑』第八巻、一六頁）。

(11) 前掲『随筆百花苑』第八巻、六五頁。

(12) 伊藤信夫編『三重県郷土資料叢書 第四七集、桑名人物事典』（三重県郷土資料刊行会、一九七一年）、白河市『白河市史第一〇巻、各論編二』（福島県白河市、一九九二年）

八五一頁。

(13) 前掲「よしの冊子」はしがき、一六頁。

(14) 前掲『三重県郷土資料叢書、第四七集、桑名人物事典』八六頁。前掲『白河市史第一〇巻、各論編二』、八三一頁。

(15) 正編五六八冊、別巻四〇冊で構成される。

(16) 安藤菊二「解題」（『随筆百花苑』第九巻（中央公論社、一九八一年））。

(17) 竹内氏論文では以下七点を柱として掲げている。①人事

②農村③商業金融④都市⑤思想・情報統制⑥対外問題⑦朝廷問題（竹内誠「寛政改革」『岩波講座 日本歴史二二近世四』〔岩波書店、一九七六年〕）。

(18) 深井雅海、藤實久美子編、東洋書林、一九九七年。

(19) 『柳營日次記』などと並ぶ江戸幕府の日記。東京国立博物館には一橋家本に明暦元年から文政四年に至る三五五冊が伝存する。宮内庁書陵部は松岡本に明暦元年から安永九年分までが伝存する（小宮木代良『江戸幕府の日記と儀礼史料』〔吉川弘文館、二〇〇六年〕）。

(20) 前掲『松平定信政権と寛政改革』、七一頁。

(21) 定信は「盗賊」ではなく「盗妖」という言葉を用いている。武家屋敷への押込み強盗騒動に伴って、江戸市中では武士の権威を失墜するような妖言や風説が飛び交ったためである。「盗妖てふ事あり。ここにも盗入たれば、かしこにも入たり。：風声鶴唳にも驚きしは、実に義気のおとろへしなりければ、かくてはなげかしきとて、さまざま評論ありて義気発すべき御手だては、とりはからひありし也。その比はすでに博奕禁ぜられしが故に、せんかたなく突徒みな盗に化せりといひし人多かりけり。予は猶前議をとりて、

「よしの冊子」における寛政改革の考察（橋本）

奕徒を多くとれと下知すべき旨評議決して、おいおいにとりてければ、弥博奕はかたき禁となりしかどその後盜はなし。されば奕止みし故にてもなく、町かた困窮ゆへにてもなかりけりと後に人々いひ合ひぬ。」（竹内誠「江戸盜妖騷動の政治的影響」『徳川林政史研究所研究紀要』〔徳川黎明会、一九七七年〕）。

(22) その他、薩摩や松前（蝦夷）といった「四つの口」の話題が中心である。「四つの口」に関しては荒野泰典『近世日本と東アジア』（東京大学出版会、一九八八年）を参照。

(23) 藤田覚『松平定信』（中公新書、一九九三年）一五六頁。

(24) 対朝鮮外交を任務としていた対馬藩の所在地である対馬島において、将軍が派遣した日本側の使節と朝鮮側の通信使が相互の国書を交換する形式のこと。朝鮮通信使は江戸時代に前後一二回訪れてきており、この内一回は使節が江戸まできて将軍に謁見している。ところが一二回目となる一代家斉の襲職の際の通信使は、定信によって天明八年（一七八八）五月に來日延期交渉が命じられ、朝鮮側がそれを了承した。次いで寛政三年（一七九一）五月に受け入れ交渉を命じるが、交渉は難航。実際に通信使がやってきたのは文化八年（一八一一）のことである。この際の形式は易地聘礼であり、通信使は江戸には赴かなかつた。（前掲『松平定信』、一五九頁）。

(25) 前掲『松平定信政権と寛政改革』、三一七頁。

(26) 定信政権期に勘定奉行として就任経験があるのは、桑原盛員・久世守広民・柘植正寔・青山成存・根岸鎮衛・久保田政邦・柳生久通・曲淵景漸の八名である。

(27) 前掲『松平定信政権と寛政改革』、二二四頁。

(28) 前掲『宇下人言・修行録』、七六頁。

(29) 黒板勝美編『国史大系第四八巻、続徳川実記』第一篇（吉川弘文館、一九六五年）天明七年一〇月七日、四七頁。

(30) 大蔵省記録局『日本財政経済史料』巻五 財政之部二（芸林舎、一九二二年）、三〇〇頁。

(31) 竹内誠「寛政改革と「勘定所御用達」の成立」一二八・一二九号（吉川弘文館、一九五九年）。

(32) 前掲『日本財政経済史料』巻三、経済之部二、三四一頁。

(33) 前掲「寛政改革と「勘定所御用達」の成立」『日本歴史』一二八・一二九号。

(34) 前掲『国史大系第四八巻、続徳川実記』天明八年八月三日、七二頁。

(35) 勘定所の道中方は東海道橋御普請諸費用・宿場諸拝借と返納助成金の割賦伺い・海道筋川々出水落水の届書・代官所預所よりの道中に関する諸伺いなどの吟味を担当する。

(36) 東洋文庫二〇七『耳袋一』中の鈴木棠三「解題」に根岸をめぐる雑説がいくつか紹介されている。「鎮衛の前身は雪隠大工であった（『醇堂叢稿』第四三巻）」「卑賤の出身で車を挽くことを業としたという。それで腕に入れ墨があつたので、幅広の衣類で掩つていた（『楓軒紀談』巻三）」など。（鈴木棠三編注、根岸鎮衛著『耳袋一』〔平凡社、一九七二年〕四〇五頁）。

(37) 前掲『日本財政経済史料』巻四、交通之部一、八八六頁。

(38) 山本英貴「江戸幕府大目付就任者の基礎的考察」『中央大学大学院研究年報』第三五号、文学研究科篇（二〇〇五年）。

(39) 前掲『日本歴史二二近世四』（岩波書店、一九七六年）一四頁。

(40) 松平定信「国本論」(江間政発編『楽翁公遺書』)「八尾書店一八九三年」。

(41) まず郡代・代官について説明を加えておきたい。郡代は幕領を支配する役職で租税徴収、農業推進、領民の紛争や訴訟の裁断など地方の政事を司る。代官も郡代と同じく幕僚の徴税を中心とした地方政務全般に当たり、幕府財政の根底である年貢を徴収する役目を担う重要な役職である。代官所機構の改革については、森杉夫氏によって享保期までの全体的な考察が行われている。元禄期を中心として農村構造が激変したにも関わらず、寛永末期の旧体制のままの経営が行われたため、代官の年貢滞納・引負が続出する。問題は未解決のまま享保改革に持ち越されることとなったが、享保改革期に入って打ち出された代官所経費の別途支給という仕法により代官の滞納・引負は少なくなつたものの、享保飢饉によって収納量は減退する。この事態に対処すべく更に代官所・預所の統括強化を図っていくという経緯を論じられている。

なお、寛政期前後における代官行政の実態については、柏村哲博氏によって総合的検証が行われている。定信政権の権力構造、改革農政の幕領地方改革の素地を考察し、寛政期代官の抜擢と彼らによって行われた幕領の地方建て直しの諸政策を論述されている。柏村哲博「享保・天明期における天領支配の動向」『寛政改革と代官行政』(国書刊行会、一九八五年)。

(42) 前掲『日本財政経済史料』巻五、財政之部三、三六頁。

(43) 前掲『寛政改革と代官行政』、八六頁。

(44) 前掲『日本財政経済史料』巻一、財政之部一、九一七頁。

史苑(第七〇巻第二号)

(45) 前掲『日本財政経済史料』巻五、財政之部三、三九頁。

(46) 前掲『国史大系第四八巻、続徳川実記』第一篇、天明八年六月四日、六八頁。

(47) 前掲『日本財政経済史料』巻二、経済之部一、一〇一三頁。

(48) 前掲『国史大系第四八巻、続徳川実記』第一篇、天明八年一〇月九日、七七頁。

(49) 高柳真三・石井良助編『御触書天保集成』上巻、四六五三(岩波書店、一九八九年)。

(50) 寒泉は柴野栗山、尾藤仁州と並ぶ寛政三博士の一人である。元文五年、一二〇〇石の旗本岡田義富の庶出の第二子として江戸牛込に生まれた。文武を兼修した人物で、自宅の隣に寒泉精舎という家塾を設けて学問を教授していた。また医学にも通じており、天明飢饉の際には、「療法を示して死を免れしむることを得ん」として、付近の住民の救済に尽力したという。学問は、闇齋学派の儒者村土玉水に教えを受け、長沼淡斎の流れを汲んだ。淡斎は田安家儒者の黒沢雉岡と親善であり、その関係で雉岡と親交を結ぶようになった。おそらく雉岡を通して、田安家に仕える儒者などと交流があったものと思われる。寛政元年九月一〇日に五〇歳で、無役から正式に聖堂付儒者として幕府に召抱えられることになるが、実はそれ以前にも、田安家儒者就任を雉岡から薦められたことがあったという。しかし寒泉は、自分は現在常職には就いていないが、岡田氏はそもそも將軍直隸の士である。田安家は將軍の近親であるといつても、田安家に仕えるのは主命に背くことになるとして、この話を断っていた。寛政元年に抜擢される際、寒泉を定信に薦めたのも雉岡であった。定信が学政振興に伴って儒者を登

「よしの冊子」における寛政改革の考察（橋本）

用するに当たって、雉岡に、「幕府の士、五千に余りていと多し、それが子弟の内に一人の人物ならんや」と問うたところ、雉岡は寒泉を推薦したのである。定信はその時点では、まだ寒泉の事は認識しておらず、「其の学力を試みばいかん」とした。しかし、雉岡は強く寒泉を推した。またその際に、以前に田安家儒者就任を断つたことを話すと、定信は「さては疑ふべきにあらず」として、早速寒泉を抜擢したという。その後、寒泉は寛政六年二月二十七日に常陸代官に転じ、五万石を治める名代官となる。（重田定一「岡田寒泉伝」有成館、一九一六年）。

(51) 「寛政明典録」、前掲『古事類苑 官位之部三』、一五七四頁。

(52) 前掲『徳川後期の学問と政治』「序章」。

(53) 前掲『徳川後期の学問と政治』、一六頁。

(54) 物理的な面について。江戸期の政治体系は大別して將軍独裁制と老中合議制であるが、寛政期は將軍補佐役であった老中定信が実権を握っていた。將軍、あるいは側近が政治を展開している場合は、役人達が日々出入りする「表」ではなく、將軍の生活空間である「奥」が政治の舞台となる。（深井雅海「江戸城」『中公新書、二〇〇八年』一五一頁）。

機能的な面について。定信の時代の政治形態は、担当老中が交代で専断する月番制から、閣議制への移行があった。一般的に諸役所から建議される案件が老中に挙げられ、老中同列それぞれが所存を書き付けた評議書が廻達される。これが繰り返して為された上で將軍の上旨が窺われて、論談を経て、実行に至る。眞壁氏が示したこの過程の中で、老中らが表向きに政策の実効力を知り得るルートは、寺社奉行や町奉行などの諸役所からの案件提示の際となる。（前掲

『徳川後期の学問と政治』九一頁。

(55) 『甲子夜話』の歴史的な位置付けについては福田千鶴氏が既に指摘されている。（福田千鶴『史料紹介『甲子夜話』』『歴史と地理』五〇八「山川出版社、一九九七年」）。

(56) 定信は、隠密活動の重要性を説き、御庭番を利用した情報収集を盛んに行った人物であった。御庭番の職制や情報分が明らかになっているのは、深井雅海氏の研究によって大部分ではなく、江戸時代を通じて行われており、諸大名、諸役人、庶民に対する統制強化に重要な役割を果たしていた。江戸時代中期以降には、御庭番以外にも目付配下の徒目付や小人目付など多岐にわたる公儀による隠密の情報収集活動が行われていた。（深井雅海『寛政改革期前後における御庭番の活躍』『徳川將軍政治権力の研究』〔吉川弘文館、一九九一年〕）。

(57) 佐久間は父の後を継いで御普請役を勤め、禁裏御入用取調役に転じ、安永八年九月七日に勘定、天明三年一〇月二日尾張、伊勢、美濃など川普請を勤め、同八年勘定組頭に転じて長崎に赴いている。その後寛政二年三月二二日に勘定吟味役となっている。

(58) 『通航一覽』第三卷（国書刊行会、一九一二年）四六三頁。

(59) 荒野泰典「大君外交体制の確立」『近世日本と東アジア』（東京大学出版会、一九八八年）。

(60) 「よしの冊子」がどのような目的のもとに作成された史料であるのか、その性質を考察するため、記載される風聞の内容の全体的な傾向を捉えるべく、設定した一三の項目に風聞の振り分けを行った。その結果、「人物人事」枠に設

定した風聞が六割程度に及んだことによつて、主に人事政策の資という役割が大きいという論に立脚して本論を展開した。人物に関する風聞が多いということは、「よしの冊子」を翻刻された安藤菊二氏も指摘している点であり、安藤氏の意見を補う形となつた。

しかし、この分類作業に大きな問題点があつた。「よしの冊子」の風聞は、上記の項目には決して留まらない多様性を有している。現代的用語の二三の項目に押し込めてしまふことで、「よしの冊子」が本来持つ、風聞の豊富な情報や面白さを切り捨てた結果となつてしまつた。風聞にある用語を、箇条に捕らわれずに全体的に網羅し、取り出していく必要性がある。そこで改めてデータベースを作成していくことが大きな課題の一つである。

データベース作りの目的は、多様な情報を有する「よしの冊子」切り口を作るための指標付けである。「よしの冊子」の膨大なデータを全て取り込んで、キーワードとなる用語に指標を付ける。そうすることでデータを必要に応じて引き出したり、並べ替えたり、利用者の視角で整理出来るようにしたい。なお、どのような指標をつければとり出しやすくなるのか、あるいは、納めやすいのか、ということとはデータベースを作りながら模索していきたくて考えている。それに加えてパソコン機能を利用してデータベースを發展させることで、新たな視点から「よしの冊子」を見直すことが可能となり、これまで気がつかなかつた新たな関連性を見出すことが出来る。例えば、「全く違う管理下にある役職が、頻繁に共に出てくる」という結果が得られた場合、職務上何らかの関わり合いがあるはずである。また、

ある二人の人物がよく同じ風聞内に出てくる場合、彼らの関係性は対立して近いのか、仲が良く近いのか。

しかし現時点では近世期用語に対応出来るソフトは試験段階であり、現代用語のオントロロジーソフトに、近世用語を手入力によつて学習させる必要があるなど、克服しなければならぬ問題も多い。今のところ、オントロロジー（検索をかける際、関連性の高い用語も同時に引き出せる機能のこと。名詞が中心。例：「江戸」を検索↓同時に「深川」「本所」「本郷」といった用語をピックアップ出来る）やテキストマイニング（意味内容をプラス・マイナスのイメージまで認識させる。三次元的な用語の関連性を探ることが可能。現代用語ならばソフトがある。例：「定信」―「賢君」：「ブラスイメージ」を利用していく予定である）。

また、もう一つ課題となるのが、慶応義塾大学図書館所蔵幸田文庫『雑記』（慶応義塾図書館、幸田文庫、上下二冊、請求記号：二五／一三一七／一・二）の翻刻が挙げられる。これは駒井乗郵の写本である篤宿雑記「よしの冊子」の他に、現存が確認されるもう一つの「よしの冊子」である。「国書総目録」に「よしの草子」として、駒井乗郵本と共に名を連ねていながらも、これまで本書が寛政改革研究に利用された例は確認出来ない。誰によつて作成されたものなのかは不明であるが、「一、よし」「二、よのさた」という文体や内容から水野為長原本から抄出、あるいは写筆された「よしの冊子」であることは間違いない。下巻の最後に「弘化三年写す」とあり、「篤宿雑記」「よしの冊子」より作成年は新しいものであることが分かる。記載されている風聞は、「篤宿雑記」「よしの冊子」よりも全体的風聞数

「よしの冊子」における寛政改革の考察（橋本）

は少なくなっているが、注目したいのは、多少内容が異なっているという点である。「鶯宿雑記」に記されるのと同じ内容の風聞が殆どだが、「鶯宿雑記」には見られない風聞も多数散見する。しかも風聞は、松平定信が辞任した寛政五年七月二五日までに留まらず、寛政六年にまで及んでいるのである。つまり幸田文庫『雑記』は、田内親輔が抄出したのと別の経路で原本の水野為長本から抄出されたものであることが分かる。この事から、原本の水野為長本が「鶯宿雑記」「よしの冊子」からは確認出来ない、より膨大な風聞を有していたという実態が確実となった。

そうなると、「鶯宿雑記」「よしの冊子」は、親輔が多数の風聞の中から意図的に人物関係の風聞を中心に書き抜いた可能性が高まってくる。何か目的があったのか、それともただ親輔が興味を持っていただけなのか、この点に関しても『雑記』の研究を進めていきながら検討していく必要がある。幸田文庫『雑記』の内容研究を進めていけば、原本である為長本の本当の姿に、より近づく事が出来る。定信の下に集められた情報がどれだけ膨大なものであったのか、その実態を更に明確にすることが期待されるのである。また、『雑記』寛政五年七月二五日以降の風聞は、定信政権の終焉と、老中以下の人物が政権崩壊と後続政権の成立にどのように関わったのか、定信自身は解任後に幕政にどのように関わっていったのかなどを解明する手がかりとなる。

（本学文学研究科史学専攻博士課程後期課程）